

論点1（侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係等）
に関する意見

2003年2月28日
知的財産訴訟検討会
阿部 一正
加藤 恒

第4回知的財産訴訟検討会で十分に意見をお伝えできなかった面があることから、以下にあらためて論点1についての意見を申し述べたい。

論点1に関し、産業界が主張している一時的解決とは、侵害訴訟において、当事者どおしが攻撃と防御の争いを一箇所で行うことである。そのためには、まず、侵害訴訟の場で特許の有効性を争うことができるという基本方針を決めるべきである。

つまり、侵害訴訟が継続中に、訴外の第三者が同一特許につき無効審判（これが廃止されたとしても無効確認訴訟）を提起することは完全には避けられないので、これをも含めて一時的解決と主張しているわけではない。

よって、無効審判についても、訴訟当事者によるものと訴訟当事者以外によるものとを分けて考えるべきである。前回検討会で存続が必要であると申し上げたのは後者のケースについてであり、このことによってダブルトラックは生じない。

以上